

議案第106号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月16日提出

三田市長 田村克也

三田市条例第 号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和31年三田町条例第17号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和元年10月分から令和5年7月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額</u>は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては<u>100分の80</u>を、<u>副市長にあつては100分の85</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、令和2年7月分から令和3年6月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、同項の規定中「100分の80」とあるのを「100分の75」と、「100分の85」とあるのを「100分の80」と読み替えて適用し、算定した額とする。</u> (期末手当の特例)</p> <p>4 <u>令和2年6月に支給する特別職に属する常勤の職員の期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。</u> (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>5 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、付則第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に定める算式により計算した額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額(調整額が負の値となるときは、減じない。)とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。</u> <u><math>A \times 15 / 222.5 - (B - A)</math> (小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</u> 備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A <u>令和3年12月に支給された期末手当の額</u> B <u>付則第2項の規定を適用しないものとして算出した令和3年12月の期末手当の額</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 <u>令和8年1月分から令和8年3月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額</u>は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては<u>100分の50</u>を乗じて得た額とする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。